

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針
 (コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II. コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割</p> <p>(中略)</p> <p>II-2 最適なソリューションの提案</p> <p>(1) ソリューションの提案</p> <p>金融機関は、II-1(1)に定めるとおり債務者の経営課題を把握・分析し、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めた上で、その類型に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携する。</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p>III. 主な着眼点</p> <p>(中略)</p> <p>III-2 態勢整備</p> <p>(中略)</p>	<p>II. コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割</p> <p>(中略)</p> <p>II-2 最適なソリューションの提案</p> <p>(1) ソリューションの提案</p> <p>金融機関は、II-1(1)に定めるとおり債務者の経営課題を把握・分析し、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めた上で、その類型に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携する。</p> <p><u>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>III. 主な着眼点</p> <p>(中略)</p> <p>III-2 態勢整備</p> <p>(中略)</p>

(3) 外部専門家・外部機関・他の金融機関等との連携

自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家、外部機関、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店において連携態勢の整備に努めているか。(連携の例は、本監督指針Ⅱ-2(1)参照)

(新設)

(注) 具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、地域の実情、債務者のニーズ等を踏まえ自主的な経営判断により決定されるべきものである。また、金融機関が保有する債務者の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。

(3) 外部専門家・外部機関・他の金融機関等との連携

自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家、外部機関、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。(連携の例は、本監督指針Ⅱ-2(1)参照)

特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。また、他の金融機関が外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。

(注) 具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、地域の実情、債務者のニーズ等を踏まえ自主的な経営判断により決定されるべきものである。また、金融機関が保有する債務者の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。